

市民ギャラリーをご利用になる方へ

社会教育課では、市民ギャラリーのより良い運営を目指し、常に利用方法の見直しを行っております。利用前には必ず『市民ギャラリー利用の手引き』をご確認いただき、決まりを守って皆が気持ちよく使えるよう、ご協力をお願いします。

市民ギャラリー利用の手引き

四街道市では、市民の芸術及び文化活動を推奨し、その普及及び振興を図るための展示場として市民ギャラリーを無料開放しています。

■利用資格	市内在住、在勤及び在学の個人またはグループ (グループの場合は出品者の二分の一以上が市民であること)
■利用期間	火曜日から日曜日までの6日間(1日単位の使用はできません)
■利用時間	午前9時から午後6時まで※搬入出以外は常に開館しててください。
■休館日	月曜日、年末年始(12月28日から翌年1月4日までを含む週)
■使用料	無料
■申込み	使用する月の6ヶ月前から使用日の14日前までに申請 ※希望者が多数のため、4月、10月の第3月曜日に予約抽選会を行っています。※前回の申請から6ヶ月経過し、かつ、利用が終了している必要があります。
■実績報告	利用終了後14日以内に「利用状況報告書」を提出してください。

【使用許可の取消について】

次のいずれかに該当した場合、使用を中止していただく場合があります。

- (1) 料金の徴収、作品の販売(即売・予約を問わず)などの行為をおこなったとき
- (2) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき
- (3) 作品の展示以外に使用したとき
- (4) 公序良俗に反し、若しくは他人に危害を及ぼす恐れがあると認められたとき
- (5) その他、市民ギャラリーの管理運営上支障があると認められたとき

※なお、許可の取消をおこなった場合、損害賠償等の責任は負いません。

【利用上の注意】

搬入・搬出	<p>搬入…月曜日午後2時～午後5時 (メンテナンスや祝日、その他事情により困難な場合は火曜日9時～12時) (ポスター等に展示開始時間を明記してください。)</p> <p>搬出…日曜日の任意の時間～午後6時まで (ポスター等に最終日の展示終了時間を明記してください。)</p> <p>(1) <u>駐車場が狭いので、車での搬出入は3台以内にするようお願いいたします。申請時にご記入いただいた搬入時間を守ってください。搬出入以外の駐車はお断りします。他のお客様及び駐車車両には十分留意してください。</u></p> <p>(2) 搬入出および設営・撤去作業は、各自が行ってください。</p>
設営・撤去	<p>(1) 壁面への釘打ちや粘着テープ等の使用は禁止します。</p> <p>(2) 非常口・ドア付近には作品の展示をしないでください。</p> <p>(3) <u>展示に使用する題名札や虫ピン、画鋲、ホチキス芯等の消耗品は必ず各自でご用意ください。</u></p> <p>(4) <u>荷解室(搬入口)にはギャラリー以外の備品も保管していますので、許可なく使用することのないようお願いします。</u></p> <p>(5) 機材や水を使用するもの、特殊な物品を持ち込む場合は、事前に社会教育課担当者と協議してください。</p> <p>(6) 作品の梱包資材は極力持ち帰り、荷解室(搬入口)に保管する場合は1ヶ所にまとめ、持ち主が分かるように氏名を付してください。</p> <p>(7) 使用した備品は所定の場所へ返却し、撤去後はギャラリー内の清掃をしてください。</p>
作品管理	<p>(1) <u>搬入出に際しての作品のお預かりや時間外の搬入、使用期間外の作品等の保管はできません。</u></p> <p>(2) <u>利用期間中は常時係員を配置し、作品管理にあたってください。</u></p> <p>(3) 作品等の損傷、盗難などについては責任を負いません。</p>
その他	<p>(1) <u>利用期間内であっても、庁舎のメンテナンス等でご不便をおかけすることがあります。ご了承ください。</u></p> <p>(2) 過度な宣伝、勧誘と受け取られるような行為はしないでください。</p> <p>(3) 庁舎での電話のお取次ぎや荷物の受け取りはできません。</p> <p>(4) 当番表や必要な書類は主催者側で準備してください。<u>(コピーはお断りしています。)</u></p>

	<p>(5) ギャラリー内は飲食禁止です。出入口前スペースでの飲食についても必要最低限に留めてください。</p> <p>(6) 出入口前スペースは共有スペースです。受付に利用する場合は、毎日閉館時に受付机や装飾品をギャラリー内にしまう等、原状復帰をしてください。</p> <p>(7) 清潔の保持に努め、ゴミはすべてお持ち帰りください。(ゴミ箱は設置していません。)</p> <p>(8) 施設、備品類は大切に使用してください。損傷、滅失した場合、相当の代価を請求することがあります。</p> <p>(9) 庁舎内は禁煙です。所定の場所での喫煙をお願いします。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【催事案内について】

- (1) 展示期間中は下記の案内掲示物を作成し、所定の場所へ掲示してください。
 記載内容…展覧会名、主催者名、開催期間、最終日の終了時間(必須)
- ①屋外掲示板用…70cm×70cm 以内 1枚 (道路のガラスケース内)
- ②移動案内板用…縦60cm×横35cm 以内 2枚 (案内板の裏表に掲示)
- (2) 展示内容及び主催者名等を四街道市ホームページへ掲載させていただきます。
- (3) 市政だより1日号(みんなのひろば欄)に行事案内を掲載できます。掲載希望号発行の前々月25日までに直接、政策推進課へ依頼してください。
- (4) 駅掲示板にポスターを掲示できます。直接、管財課へ依頼してください。
- (5) チラシや案内ハガキ等の印刷物を作成する場合は、問合せ先として代表者の連絡先や差出人の住所を明記してください。

【その他】

展示スペース	床面積 135㎡ 壁面長 35m 室内高 2.8m ※社会教育課窓口で展示室見取り図を配布しています。
貸し出し備品	吊り下げワイヤー 96個 パネル用フック 30個 組立てパネル(高 1200×幅 1800×厚 30mm) 20枚 長机(横 1800×縦 450×高 700mm) 45台 折りたたみ椅子 5脚 脚立 1台 白布 5枚 ※消耗品は各自ご用意ください。 ※その他必要なものがございましたら申請時に備考欄に記載してください(必ずお貸しできるとは限りません)

【駅構内展示ブース『四街道アートの窓』ご利用のご案内】

市内で活動する団体と個人の活動紹介の場として、四街道駅改札口前の自由通路に展示ブース『四街道アートの窓』があります。市民ギャラリーの活動とともに、ぜひご利用ください。詳しくは社会教育課文化係へお問合せください。

【問合せ先】

所在地 〒284-0003 四街道市鹿渡 2001-10 市役所第二庁舎内1階

問合せ 四街道市教育委員会 社会教育課文化係

Tel 043-424-8934 Fax 043-424-8935